職業安定法関係の直近の改正ポイントセミナー

令和６年７月18日
10:30～11:15

広島労働局職業安定部
需給調整事業課

＜目次＞

● 職業安定法関係の直近の改正ポイント

R4.10 法改正

・求人情報等の的確表示義務
・個人情報収集等で業務目的を明らかにする義務
・募集情報等提供事業の取り扱いの拡充

R５.10 法施行規則改正

・職業紹介の実績等の情報提供義務

R６.4 法施行規則改正

・募集・求人の労働条件等の明示義務
・手数料表、返戻金制度、業務運営規程の掲示義務に関する改正

R4.10法改正
求人情報等の的確表示義務

求人等に関する情報の的確な表示義務

○　**虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない**【職業安定法第５条の４第１項】

○　**求人情報、求職者情報を正確かつ最新の情報に保つ措置を講じる義務**【同条第３項」

的確な表示義務

法の目的　→　求人広告等の**情報の正確性を担保することが目的**

・**義務の対象**　：職業紹介事業者、求人者等、募集情報等提供事業者
・**タイミング**　：求人広告等により情報を提供するとき
・**変更時**　：正確かつ最新に保つ義務。正しい情報に修正する義務。掲載の依頼元が変更した場合、自身に変更を通知するよう依頼する義務。
・**明 示 方 法**　：書面、FAX、メール等

R4.10法改正
個人情報に関する改正

個人情報の取扱いについて

○　職業紹介事業者、求人者、特定募集情報等提供事業者等は、**業務の目的に必要な範囲内で、当該目的を明らかにして**、求職者等の個人情報を収集、保管、使用することができる（本人の同意等がある場合この限りではない。）【職業安定法第５条の５】

求職者が具体的に想定できる程度に、個人情報を収集・使用・保管する**業務における利用目的**を**ウェブサイトに掲載**する、もしくは**書面**の交付や、**事業所内の掲示**などで、明らかにする義務

求職者のみなさまへ

個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿です。

収集した個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。
取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。
また、これに基づき訂正（削除を含む。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

R4.10法改正
募集情報等提供事業に関する改正

募集情報等提供事業の定義の拡大

募集情報等提供事業（職業安定法第４条第６項）

○　**求職者等**（労働者になろうとする者を含む）**の情報を求人者等**（労働者の募集を行う者を含む）**や職業紹介事業者に情報を提供すること。**

○　**求人情報等**（労働者の募集に関する情報を含む）**を求職者等**（労働者になろうとする者を含む）**に情報提供すること。**

職業紹介（職業安定法第４条第１項）との違い

・職業紹介とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること。

募集情報等提供事業のR４改正のポイント
「募集情報等提供事業に**該当するサービスの範囲が拡大**」

求人メディア等の多様化のイメージ

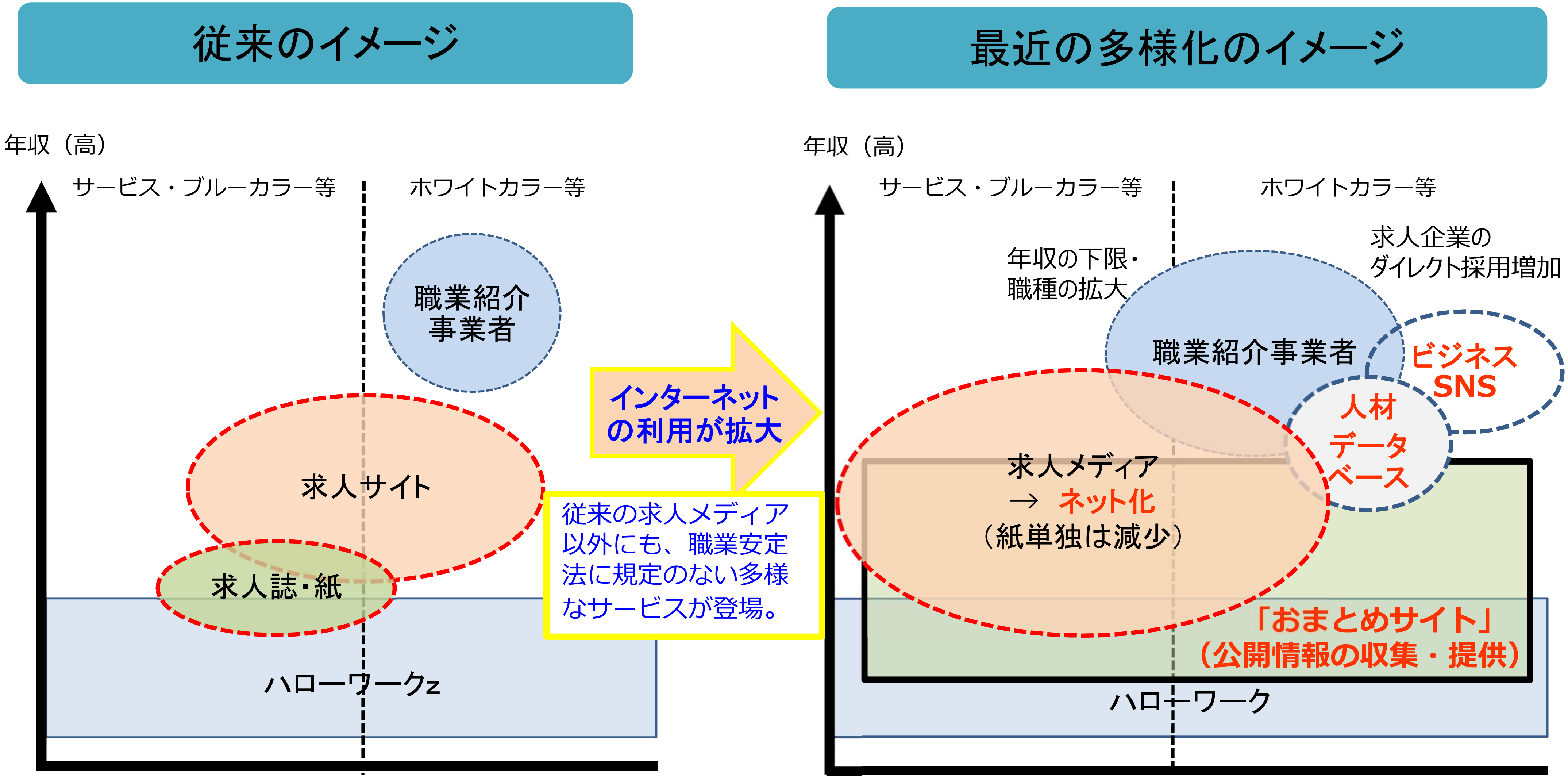

●「求人情報・求職者情報をクローリングして提供する」
●「他の求人メディアに掲載されている求人情報を転載する」
も「**募集情報等提供事業**」となる

入職経路の状況

○ 入職者のうち、ハローワークや民間職業紹介事業者といった就労支援型を活用するのは２割程度。
○ 就労支援を使わず、求人情報から応募するケースでは、求人メディア・広告の活用が多い。

2020年の入職者約710万人の入職経路（新卒就職を除く）

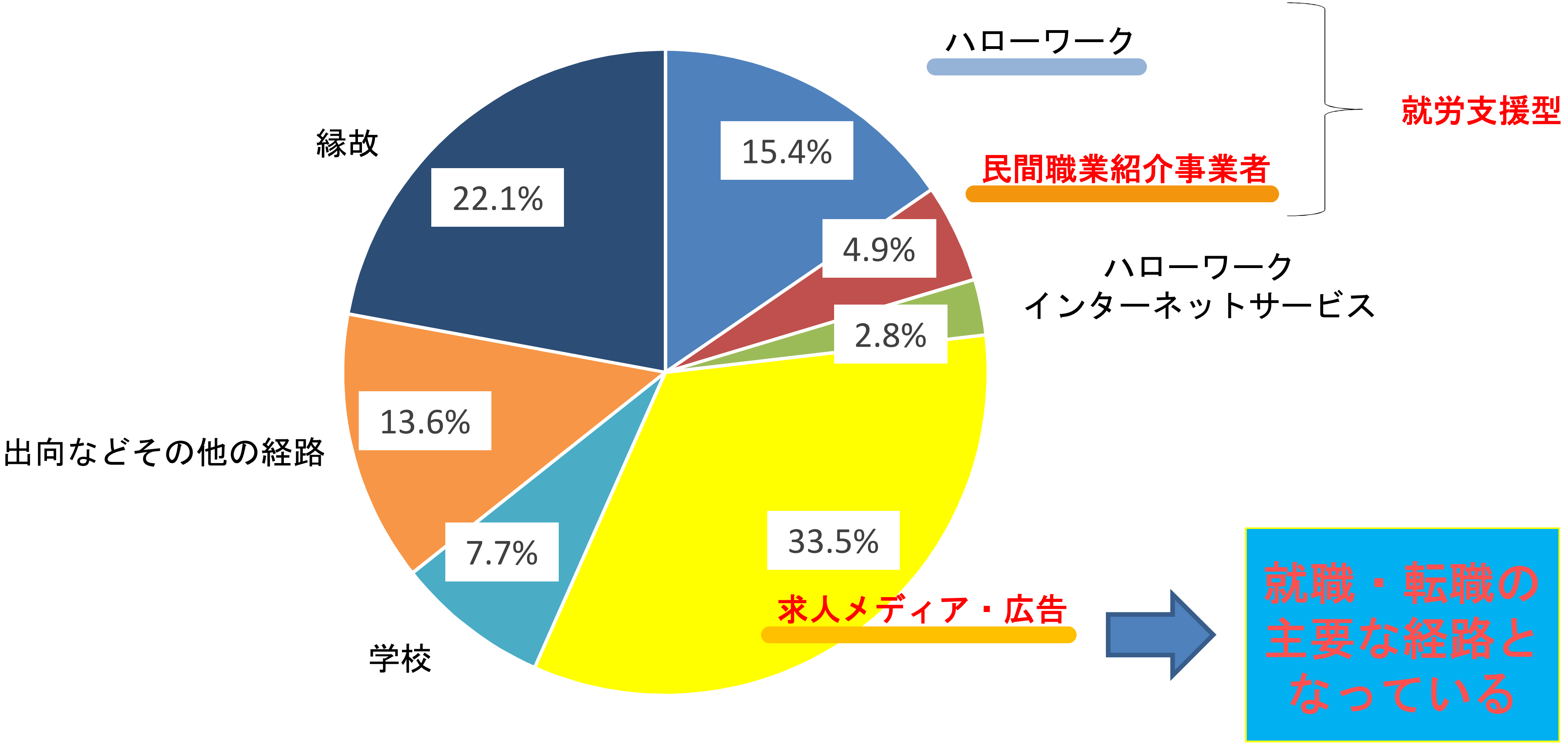

（出所）厚生労働省「雇用動向調査」を基に厚生労働省職業安定局にて作成

募集情報等提供事業に係る改正のポイント

・求職者や、職業紹介事業者等が安心してサービスを利用できる環境とするため、
・新たな求人メディア等について幅広く募集情報等提供事業者として法的に位置づけ、
・**依拠すべきルールを整備・明確化**

- **求職者に関する情報を収集する、特定募集情報等提供事業者を新設。**
  - ※ **届出制とし事業概況の報告**により把握。
- **的確表示義務**。
- 個人情報関係
  - ・ **業務の範囲**内における**利用目的の明示**の義務付け。
  - ・ 募集情報等提供事業も**個人情報の保護や秘密保持**を義務付け。
- 迅速・適切な**苦情処理を義務付け**。
- **法令違反に対する改善命令等の対象に**（改正以前は指針に基づく指導に留まっていた）

R５.10施行規則改正
職業紹介の実績等の情報提供義務に関する改正

職業紹介の実績等の情報提供義務

法の目的

○　職業紹介事業のサービスが多様化する中、求職者と求人者による**適切な職業紹介事業者の選択に資するよう、各事業者に紹介実績等に関する情報提供を義務付ける**もの。

【法第３２条の１６第３項、施行規則第２４条の８第３項及び第４項】（平成30年１月１日施行）

情報提供すべき内容

○　**就職者の数及び就職者の数のうち無期雇用就職者の数**

○　**無期雇用労働者のうち就職から６ヶ月以内に離職した者（解雇された者を除く）の数**

○　**手数料に関する事項（手数料表、返戻金制度等）**　等

※有料職業紹介事業者のみ

一部改正　施行日　令和5年10月23日

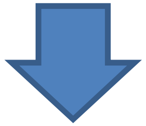

職業紹介事業者がインターネット（人材サービス総合サイト）を利用して提供しなければならない情報である就職者総数及び無期雇用就職者総数並びに無期雇用離職者総数等について、情報提供の期間が２年から５年に延長された。

※　情報提供期間の延長により、事業者にデータの再入力を求めるものではない（過去、人材サービス総合サイトに入力された内容が自動出力される）

※　過去の登録内容に未記載の項目があれば更新必要

Ｒ６.4施行規則改正
募集・求人の労働条件等の明示義務に関する改正

募集・求人の労働条件等明示

【職業安定法第５条の３第１項、第２項及び第４項、同法施行規則第４条の３、指針第３】

● **労働条件の明示義務**（いわゆる当初の明示）の目的は？
（職業安定法第5条の3の義務）→**正しい雇用契約の担保が目的。**

- **義務の対象**　：職業紹介事業者、求人者
- **タイミング**　：原則として求職者と接触までに。
- **変　更　時**　：求人者・求職者と交渉の結果変更があれば変更事項を明示する義務
- **明 示 方 法**　：原則書面交付（希望する場合はFAX、メールOK）

○　**職業紹介事業者等は求職者等に対して**、求人者は求人の申し込みに当たって職業紹介事業者等に対して、**求職者等が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を明示**しなければならない。

明示事項

①従事すべき**業務の内容**、②**契約期間**、③**試用期間**、④**就業の場所**、⑤**就業時間（始業及び終業時間、時間外労働、休憩時間、休日）**、⑥**賃金**、⑦**加入保険**、⑧**募集者の氏名又は名称**、⑨**（派遣労働者として雇用する場合）その旨**、⑩就業の場所における**受動喫煙を防止するための措置**

（※）上記の事項（省令で規定）に加えて、指針において[1:労働時間関係]裁量労働制が適用される場合はその旨、同意した場合 に高度プロフェッショナル制度の規定が適用される場合はその旨を明示すること、[2:賃金]固定残業代についての事項が含まれること、[3:試用期間]有期契約が試用期間としての性質を持つ場合、試用期間となる有期雇用契約期間中の労働条件を明示すること、また、試用期間中の労働条件が本採用後の労働条件と異なる場合は、それぞれの労働条件を明示することをそれぞれ規定。

求職者に対し明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。
求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。

① 従事すべき業務の変更の範囲※

② 就業場所の変更の範囲※

③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※ 「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件

（枠で囲んだ部分）今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例	
業務内容	**（雇入れ直後）** 一般事務 **（変更の範囲） ●●事務**	…①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） **契約の更新 有（●●により判断する）** **更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回）**	…③
試用期間	試用期間あり（3か月）	
就業場所	**（雇入れ直後）** 東京本社 **（変更の範囲） ●●支社**	…②

Ｒ６.4施行規則改正
手数料表、返戻金制度、業務運営規程の掲示義務に関する改正

手数料表、返戻金制度、業務運営規程の掲示義務に関する改正

　有料職業紹介事業者は、手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程について、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所への掲示、**インターネットの利用その他の適切な方法により**、情報の提供を行わなければならない。【法第32条の13　同法施行規則第24条の5第4項】

◆ 2024（令和６）年４月１日施行　改正職業安定法施行規則　**ポイント**

これまでは、掲示のみの方法だったが、掲示に代えて自社ホームページなどでも情報提供ができるようになった。

留意点

↓

有料職業紹介事業者が行う手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程の情報提供（則第24 条の５第４項）につき、**インターネットを利用して行う場合は、自社ホームページ上で行うなど**、法第32 条の16 第３項及び則第24 条の８第３項により求められる**「人材サービス総合サイト」上での情報提供とは別途行うこと**。
自社ホームページ上で情報提供するにあたっては、自社の職業紹介サービスを利用する求人企業側が当該サービス利用時に必ず参照するページなど、閲覧に便利な場所に掲載することが望ましいこと。
【職業紹介事業の業務運営要領】

◆　職業安定法関係の次回セミナー

「職業紹介事業者向け自主点検セミナー」
【ZOOMオンライン】